

火災保険の加入のお勧め

町営住宅入居者の責任による火災が発生した場合に、町では建物の修繕等費用を請求することとなります。このため、入居者の皆様には火災保険(借家人賠償責任保険)の加入をお勧めします。

借家人賠償責任保険は、火災による建物の修繕等費用を賠償をするための保険です。

上記保険のほか、火災による家財を守るために家財保険などもあります。

また、火災保険には借家人賠償責任保険や家財保険のセット加入などもあります。

なお、保険加入の際に必要な建物の面積や構造等の情報については、お手数ですが町営住宅係までご連絡ください。

(連絡先 新得町役場施設課町営住宅電話 64-0529)



賃貸住宅の保険の一般的な補償種類

借家人賠償責任保険	火災を起こしたり、室内を水で濡らしたりした場合に損害賠償するための保険です
家財保険	火災で燃えた家財を修理、再取得するための保険です。